

安芸市聴こえる幸せ事業実施要綱

令和7年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の住民基本台帳に記載のある65歳以上の難聴高齢者（以下「難聴高齢者」という。）に対する聴こえる幸せ事業（以下「幸せ事業」という。）に関し、必要な事項を定め、難聴高齢者の早期発見及び早期介入により生活の質を維持できることで、健康寿命の延伸や医療費及び介護給付費の適正化につなげることを目的とする。

(対象者)

第2条 幸せ事業における対象者は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 65歳及び70歳から74歳までの者
- (2) 75歳以上で糖尿病、動脈硬化、高血圧又は脂質異常症の疾病を持っている者

(実施内容)

第3条 幸せ事業の実施内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の特定健診実施医療機関及び特定健診会場での聞こえチェックリスト実施
- (2) 聞こえチェックリストの総得点が10点以上の難聴高齢者に対する、耳鼻咽喉科医療機関への受診勧奨などの支援
- (3) 前号の受診結果に基づき、ヒアリングフレイル予防への働きかけ
- (4) 補聴器購入補助金の申請支援
- (5) 補聴器購入後の定期受診及び補聴器の調整支援
- (6) 補聴器購入後の行動変容や活動意欲について調査分析
- (7) 市民や介護保険事業に携わる専門職への啓発活動

(実施主体)

第4条 幸せ事業の実施主体は安芸市とし、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会高知県地方部会の協力を得て、健康介護課の各係及び関係機関との連携のもと実施する。

(実施期間)

第5条 幸せ事業の実施期間は令和9年3月31日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幸せ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。